

## 学会誌「Journal of Wellbeing」査読審査ガイドライン

### 1. 学会誌刊行の意義及び査読審査の位置づけ

本学会の研究目的として掲げる「分野横断的なウェルビーイング研究の進化と交流」に貢献するという観点から、研究者と実務家が協力して議論を交わし、より実践的な学術知の形成に取り組むことを学会誌刊行の意義ととらえ、それに資するよう査読審査を行う。

### 2. 研究分野及び内容と投稿区分

個人、家庭、組織、社会など広範な領域におけるウェルビーイングの振興・課題の解決等に関する研究には、大別して、事象や取り組み等を学問的新規性の観点から論じる「学術研究」と、現実的・実践的な手法や解決策等の実現に主たる関心を持つ「実務研究」の二つの分野がある。両者は相互に関連しており、それぞれの研究から得られる知見を共有し融合することによってより実践的な学術知の創出につながるとの考えから、この二つの分野を本学会誌が取り扱う研究分野・内容と定義し、それぞれ「原著論文」及び「実務研究論文」の2つの投稿区分を設定する。

また、研究の萌芽段階や中間段階において得られた有用な知見や情報は、それだけで有用なものであることから、論文としての完成度はないものの有用な知見や情報について本誌で取り扱うことは重要であるとの認識から、「研究ノート」を学術研究論文に相当する分野における萌芽的及び中間段階での成果に関するものとして、並びに「事例報告」を実務研究論文に相当する分野における個々の事例や取り組みの詳述及び紹介に関するものとして、2区分をさらに設定する。

いずれの区分においても、投稿原稿は著者の独善的なものであってはならず、最終的な評価は読者が下すものとの考えから、掲載可否の判断には第三者による査読を経て、学会誌編集委員会が客観的に判断するものとする。

#### ● 原著論文：学術的な新規性に主たる関心を示すもの

研究対象となる事象や取り組み等を、学問的背景や知見に基づき学術的に解明するものであり、学術的に新たな知見を明示する論考を含み、一般的、普遍的な理解や論理構成を有するもの。論旨が一貫し、学術的成果として一定の結論を得る段階に至っていることが望ましい。

#### ● 実務研究論文：現実的・実践的な手法や解決策等に主たる関心を示すもの

研究対象となる事象や取り組み等を現実的・実践的に実行し、達成し、又は解決を図る手法や方策等を主に実務的視点から記述するもの。事象や取り組み等の記述に加え一定程

度の一般性・普遍性を有し、同様の事象や取り組み等を再現・実施するうえで十分な説明・記述がなされていることが望ましい。

- **研究ノート**：学術研究の萌芽段階・途中段階にあって重要な知見を扱うもの

学術研究の萌芽段階や研究の途中段階における研究成果が対象で、将来的に原著論文への発展が期待されるもの。原著論文とするには時間がかかる場合や、萌芽段階での顕著な知見が得られ、早期の公表が望ましいと判断する場合等には、本区分への投稿が薦められる。

- **事例報告**：新規性が高く速報する価値のある事象や取り組み等を詳述し紹介するもの  
研究対象となる事象や取り組み等について、詳細に説明及び記述したものであり、事象や取り組み等の記録、紹介及び応用等を目的としたもの。実務研究論文に求められる詳しい分析や考察は必要なく、事例の詳述度合いや新規性、また速報性等を重視している。

### 3. 審査基準（ガイドライン）

本学会に参加している学会員の研究分野及び内容は多岐にわたるため、原著論文と実務研究論文に、それぞれ審査基準（ガイドライン）を定める。但し、これはあくまでも審査における考え方を指針として示すものであり、過度に厳格に適用すべきものではない。本学会誌の目的は研究者と実務家が協力して議論を交わし、より実践的な学術知の形成に取り組むことであり、そのために本誌は自由闊達な議論の場を学会員その他読者に提供するものであるから、投稿者が発案及び熟考し、考案及び試行した新規性及び独自性を評価する。

新たな実践的学術知の形成に向けては、形式的な要件は最低限にとどめ、論考や取り組み等の独自性（オリジナリティー）、有用性（実用上の利用価値）、進歩性（新たな解釈や理論的枠組み）等を重視した評価姿勢が求められる。

#### 3-1. 必須要件（最低限必要な事項）

以下に示す審査項目は、最低限必要とされる項目を示したものであり、論文全体の構成からみて、一般的な読者が論文の内容や主張等を理解するのに必要十分な最低限の記述がなされているかを基準としている。

- **原著論文**

審査項目は以下の7つとする。

- ① 主旨の適合性
- ② 学術的新規性（オリジナリティ）
- ③ 論理的一貫性

- ④ 先行研究に基づく論考と適切な仮説設定の有無
- ⑤ 事例またはデータの定量的あるいは定性的分析の信頼性
- ⑥ 理論化（モデル化）の試み
- ⑦ 学術的または政策的インプリケーション

①の主旨の適合性とは、論文等の主たる内容が「ウェルビーイング研究」の研究領域に関して、学術的あるいは政策的な見地から、どのような関連性を有しているかについて明確に示されているかどうかをいう。

②の学術的新規性（オリジナリティ）とは、論文等の主たる内容が、公知や既発表（以下、「公知等」という。）の事項でないこと、もしくは公知等の事項から容易に導き出せるものではないことをいう。内容の一部に公知等の内容を含み、それに新たな知見を加えて再構成した場合は新規性（オリジナリティ）が認められるが、その場合は必ず公知等の内容と出典が明記され、引用であることが明らかにされている必要がある。また、公知等の学説や知見であっても、論証されたことがないものを新たに論証した場合は新規性があると認められる。同様に、既に論証されている公知等の学説や知見でも、新たな創造的方法で論証が行われている場合には新規性が認められる。

③の論理的一貫性とは、論文等の内容が論理的に構成・説明され、論理的に飛躍しているなどの不確かなところがなく、その主張する内容が無理なく理解される程度に記述されていることをいう。

④の先行研究に基づく論考と適切な仮説設定の有無とは、論文等の主たる内容に関連する先行研究が十分に調べられていることが読み手にもわかるように記述され、それらの先行研究と当該論文等の関係が明確であり、その先行研究の内容と当該論文等との関係を踏まえた当該論文等で明らかにしようとする仮説が明確に記述されていることをいう。

⑤の事例またはデータの定量的あるいは定性的分析の信頼性とは、設定仮説の論証において適切な研究方法が用いられ、確かな資料やデータに基づいて行われていることをいう。特に「原著論文」では、論証に用いた資料やデータの蓄積が充分であり、信頼できる調査研究方法及び出典や提供元から得られたもので、緻密に論証されていることが求められる。

⑥の理論化（モデル化）の試みとは、当該論文等が特定の事例に基づいた論証や観察にとどまらず、同様の事例に普遍的に適用できる程度に理論が構築されていることをいう。

⑦の学術的または政策的インプリケーションとは、論文等の内容がウェルビーイング研究に関する学術的もしくは政策的な見地から、重要な知見を提供していて実務に取り入れられる価値があり有用であると認められることをいう。

## ● 実務研究論文

審査項目は以下の8つとする。

- ① 主旨の適合性
- ② 課題と目的
- ③ 実現（解決）手段
- ④ 実行プロセス
- ⑤ 結果及び成果
- ⑥ 分析及び考察
- ⑦ 社会的及び実務的効果と有用性
- ⑧ 実用的または政策的インプリケーション

①の主旨の適合性とは、論文等の主たる内容が「ウェルビーイング研究」の研究領域に関して、学術的あるいは実用的もしくは政策的な見地から、どのような関連性を有しているかについて明確に示されているかどうかをいう。

②課題と目的とは、論文等が扱う題材、又は取り組みを行う課題、及び研究の目的について明確に示されているかどうかをいう。研究の背景や動機等、論文の意義や位置づけについての理解にとって不可欠な内容が含まれているかどうかをいう。

③の実現（解決）手段とは、課題解決や目的達成等のために行った取り組みや施策等について、客観的に明瞭かつ詳細に記述されているかどうかをいう。どのような考えや仮定にもとづいて取り組みや施策等が考案され、どのような主体者や関係者等が参加しているのか等、研究を実施するための準備や体制等が明確かつ整理されて記述されているかどうかをいう。

④の実行プロセスとは、取り組みや施策等の実施に関する詳細かつ明確な説明がなされているかどうかをいい、その手順や方法が読み手にもわかるように記述され、読み手がその手順や方法を誤解や錯誤なく再現でき、正しく検証可能なように記述されているかどうかをいう。

⑤の結果及び成果とは、取り組みや施策等の実施によって、課題がどの程度解決されたのか、目的がどの程度達成されたのか、介入対象にどのような変化が生じたのかについて、

整理されて記述されているかどうかをいう。

⑥分析及び考察とは、取り組みや施策等の実施によって得られた知見やデータのことをいう。研究の目的に沿った形式で記述されることが望ましく、課題解決のための手法、得られたデータの開示並びに分析結果、目的達成のために必要な対応策や実施体制等の多様な形式が考えられ、読み手が研究によって得られた知見を理解し、検証し、活用するために十分な情報が記述されているかどうかをいう。

⑦の社会的・実務的効果と有用性とは、取り組みや施策等を実施した結果や成果が、実社会や実使用等の場において、現実的にどのように役立つのか、又は役立つと考えられるのかについて開示され、説明されているかどうかをいう。社会的・実務的効果は、研究のよって得られた知見等を適用することで現実的に現れる変化又は変化の可能性のことであり、有用性とはその変化がもたらす、又はもたらしうる望ましい効果のことである。これらが、読者に明示され、利活用可能な形で開示されているかどうかをいう。

⑧の実用的または政策的インプリケーションとは、論文等の内容がウェルビーイング研究に関する学術的あるいは実用的もしくは政策的な見地から、重要な知見を提供していて実務に取り入れられる価値があり有用であると認められることをいう。

### ● 研究ノート及び事例報告

研究ノートの審査基準は、原著論文の審査基準を準用し、事例報告は実務研究論文の審査基準を準用する。

但し研究ノートにおいては、論考の深耕度合いや一般性及び普遍性を原著論文のレベル程度には求めず、研究の萌芽段階にあることを考慮するものとする。

また事例報告においては、個々の事象や取り組み等の詳細な記述を主体に構成されていることを考慮し、実務研究論文に求められる詳しい分析及び考察は求めない。

### 3-2. 新規性及び独自性（本誌が重視する事項）

学会が発行する学会誌は一般的に、当該学会の存立趣旨や活動方針に従って企画編集され発行されるのが通例である。当学会の存立趣旨にうたう「分野横断的なウェルビーイング研究の進化」を推進するためには、多様な学問分野が融合する研究を促進することが必要であり、審査に当たってもその方針は堅持されなければならない。

こうした学際的融合的な学術領域は既存の学問分野の研究経緯や流派等に縛られることなく、多様な分野の多様な思考や価値観を取り入れた自由闊達な議論から新たな知見や成果が得られるものと考えられる。

さらに当学会の存立趣旨にある「分野横断的な交流」を行うためには、研究者と実務家

が広く集い、ウェルビーイングに関する知見や活動について議論し、切磋琢磨していく必要がある。こうした研究者と実務家のための研鑽の場の提供も本誌の重要な役割であり、学術研究と実務研究が融合する場ともなる。さらにこれらが合わさって広範な領域における「ウェルビーイングに関する政策提言」が生まれるものと考えられる。

このような多様な学術分野の融合、並びに学術と実務の融合の役割を担う当学会誌としては、既存かつ特定の学術的枠組みを一律に当てはめることは不適切であると考え、3-1の必須条件に示した事項を満たす限りにおいては、新規性や独自性を重視し、既存研究等との不整合や反論または反証の可能性に躊躇することなく掲載を進めるべきであると考え

る。

本学会誌は、発展途上の学際融合及び実務と学術の融合分野を扱う特性を有していることから、形式的な審査項目を示すというよりは、審査に当たっての評価及び判断のポイントを例示として示す。

- ① 新たな仮説や試論等が提示されていること。
- ② 新たな仮説や試論等を用いて、実務的試みを行っていること。
- ③ 既存の事例を新たな観点で分析し、新たな解釈を導いていること。
- ④ 既存の理論等を新たな観点から実務的に応用していること。
- ⑤ 新たなステークホルダーの発掘や参画による課題解決を図っていること。
- ⑥ 独自の経験則や暗黙知を基にした取り組みであること。

本学会誌における査読の目的は、第一に会員の研究及び実務活動を促進し、その質を高めることにある。会員の意欲を低下させ、あるいは活動を不要に妨げるものであってはならない。

第二に、本学会誌刊行の目的は、社会に貢献する可能性を持つウェルビーイングに関する科学的知見を、世に送り出すことにある。多くの偉大な学術的発見も、発表時には未解明な要素を含み、論拠及びエビデンスも乏しい仮説だったが、後に研究者が検証や精緻化に取り組み、歴史に残る理論として評価されるに至ったものもある。論文の真の評価は、社会が決めることを忘れてはならない。

従って、上記の内容を含むものであれば、多少の理論的未熟さや議論の甘さ、未解明な要素や論拠及びエビデンスの乏しさ等があっても過度に厳格に評価することは避け、そうした未熟な点にも配慮する姿勢が肝要である。そうした点は、掲載後の読者による議論と研究の発展に繋がることを期待し、本学会誌はそのような研究の発展の場を提供し、機会となることを目指すものである。

#### 4. 査読審査プロセス（「査読審査体制」6. 査読審査のプロセスを再掲）

- ① 査読者2名による査読を行う。査読依頼に応じた査読委員は査読者として原則4週間以内に査読を行う。突発的な事故などで、いったん引き受けた査読を期限内に終了できない事由が発生した場合には、速やかに編集事務局に知らせる。
- ② 投稿者の氏名は査読者に開示しない。
- ③ 査読者は期限内に査読意見を学会誌編集委員会に提出する。
- ④ 査読意見を受け取った学会誌編集委員会が原則2週間以内に審議を行い、掲載の可否を決定する。
- ⑤ 査読の判定区分は、「採録（修正なし）」、「条件付き採録（軽微な修正のみで採録可能）」、「条件付き採録（修正後の再査読が必要）」および「不採録」とする。また、投稿原稿の内容および完成度に照らして適当と認める場合には、原著論文として投稿された原稿を研究ノートとして、また、実務研究論文として投稿された原稿を事例報告として採録することができる。さらに、査読者2名の判定が異なる場合は、原則として、より慎重な判定に基づいて審査結果を取りまとめる。ただし、両査読者の判定又は査読意見に著しい相違がある場合、査読内容に重大な疑義がある場合、又は画一的な取扱いが適切でないと編集委員会が認める場合には、編集委員会は、当該投稿原稿について総合的見地から審議を行い、必要に応じて委員会としての見解を付する等の必要な措置を講じた上で、審査結果を決定する。
- ⑥ 査読及び審議の結果は投稿者に通知する。その際に、投稿者に原稿内容の加筆または修正を要求することがある。投稿者は通知を受け取ってから原則4週間以内に指摘の事項に関して回答し、加筆または修正後の原稿を再提出しなければならない。
- ⑦ 査読の回数は原則2回（初回の査読、加筆及び修正後の査読）までとする。
- ⑧ 査読及び審議又は再提出後の審議の後、予め定められた期日までに、学会誌編集委員会から投稿者に対し掲載可否の通知を行う。
- ⑨ 掲載可となった場合は、投稿者は掲載可の通知を受け取ってから原則2週間以内に、最終的な修正を施した掲載用原稿を提出する。その際には図表データも、図表データのみ重ねて提出する。この際の修正は、誤字または脱字等の軽微な修正に限られ、データの修正または追加や論旨の変更、新たな説明や記述の追加または変更は認められない。掲載用原稿の提出以降は、原稿の加筆または修正等の変更はできない。